

岡山市・御津町・灘崎町
新市建設計画

岡山市

平成25年12月変更
令和元年12月変更

目 次

第1章 序論	-----	1
1 合併の必要性	-----	1
2 計画策定の方針	-----	3
第2章 新市の概要	-----	4
1 歴 史	-----	4
2 自然条件	-----	5
3 社会条件	-----	6
4 人 口	-----	9
第3章 主要指標の見通し	-----	15
第4章 新市建設の基本方針	-----	17
1 新市の将来都市像	-----	17
2 まちづくりの基本方針	-----	18
3 土地利用の基本方針	-----	21
第5章 新市の施策	-----	25
1 健やかで、心がかよう、安心福祉都市の実現	-----	26
2 共に支えあい、環境にやさしい、安全都市環境の形成	-----	29
3 人が育ち、文化が薫る、個性輝く国際都市の創造	-----	33
4 快適で、ゆとりある、魅力的都市空間の創出	-----	36
5 人々が集い、活力あふれる、豊かな地域産業の振興	-----	38
6 市民と共に歩む、都市内分権型行政の推進	-----	40
第6章 公共施設の適正配置と整備	-----	42
第7章 財政計画	-----	43
1 設定条件	-----	43
2 財政計画	-----	45

第1章 序 論

1 合併の必要性

今日、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政の著しい悪化など、市町村行政を取り巻く情勢は、大きく変化しています。

この中にあって、基礎的地方公共団体として総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町村には、行財政基盤の強化や広域的対応が強く求められており、市町村合併は、その有効な手段として全国的に進められています。

こうした背景の下、岡山市・御津町・灘崎町（以下、この章において「当地域」という。）における合併の必要性には、次のようなものが挙げられます。

(1) 厳しい財政状況と高度化する市民ニーズのために

国・地方の財政状況は厳しい状態が続いている、「三位一体改革」の推進に伴い、国庫補助負担金の削減や地方交付税の改革等が行われ、地方自治体の財政を取り巻く環境は、一層厳しくなっています。

こうした中、基礎的自治体として自主的・主体的に総合的なサービスを提供することが求められる市町村においては、消防業務や一般廃棄物の処理業務、介護保険事業など、単独の市町村では対応が困難な業務が多くなっていることや、少子・高齢化の進展に伴う行政需要の増加によるコストの増大、人的資源の不足が懸念されています。

このため、合併により、専門的知識や技術を備えた職員の育成・配置による行政能力の向上を図るとともに、特別職や議員・職員などの削減によるスケールメリットを活用することにより、簡素で効率的な行財政の運営体制を構築する必要があります。

また、こうした行政体制や財政基盤の充実強化により、どのような状況下でも持続的・安定的な行政サービスを提供することができます。

(2) 魅力ある都市づくりのために

住民に最も身近な自治体である市町村は、地方分権時代の本格的到来や、少子・高齢化の進展により、今後、都市間競争が一層激化する中、医療・介護等の福祉関係をはじめとする住民サービスの向上を図り、個性的で魅力ある都市づくりに努めなければなりません。

そのためには、岡山県の県都であり中核市である岡山市の行政体制と財政基盤を基に、中四国地域における拠点性並びに交通の結節点としての優位性や、当地域の特色を活かしつつ、地域住民との協働のもと、比較優位分野の拡充を図る必要があります。

財政面においては、合併により、国・県から支援される合併特例債や各種補助金、地方交付税の特例措置等、様々な財政措置を有効に活用することができます。

当地域では、こうした取り組みを進めることにより、地域の実情に応じた質の高い行政サービスを提供し、「住みよい・住みたい・住み続けたい都市づくり」を進め、将来的には、現行制度上最も自立した地方自治体である政令指定都市への移行を視野に入れ、地方分権時代における中四国地域の中核拠点都市としての発展をめざします。

2 計画策定の方針

(1) 計画策定の趣旨

この新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」第5条に基づき、岡山市・御津町・灘崎町の合併後における新市の建設に当たり、将来の政令指定都市の実現を見据え、

- ① 優位分野の相互共有等による住民福祉の向上**
- ② 一体性の速やかな確立と均衡ある発展**
- ③ 持続的・安定的な行財政運営体制の構築**

の趣旨により、基本的な方針を定めるものです。

(2) 計画の構成

この計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策の大綱、岡山県が実施する新市建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項及び新市の財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

各施策における主な事業及び財政計画期間は、平成17年度から令和6年度までの20か年間とします。